

キャッチコピー「Just North of Tokyo」及びロゴを活用した  
「東京から近い埼玉県」の定着促進業務委託に係る  
企画提案に関する質問への回答

埼玉県産業労働部観光課

No.	質問項目	質問内容	回答
1	企画提案に伴うランディングページ、SNS のキャンペーンアカウントについて	今回の企画提案に伴い、期間限定でキャンペーンに特化したランディングページ、SNS のキャンペーンアカウントなどを立て、情報発信や SNS 広告などによるキャンペーンの周知などを行うことは問題ありませんでしょうか。	<p>期間限定のランディングページを立ち上げていただくことは問題ありません。</p> <p>SNS については、県公式多言語 SNS（フェイスブック等）がありますので、以下ご活用いただき、広告をかけていただくことも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Facebook（英語版） <a href="https://www.facebook.com/saitamajapan.en">https://www.facebook.com/saitamajapan.en</a></li> <li>・ Facebook（台湾版） <a href="https://www.facebook.com/saitamajapan.zhtw">https://www.facebook.com/saitamajapan.zhtw</a></li> <li>・ Facebook（タイ版） <a href="https://www.facebook.com/saitamajapan.th">https://www.facebook.com/saitamajapan.th</a></li> <li>・ Facebook（香港版） <a href="https://www.facebook.com/saitamajapan.zhkk/">https://www.facebook.com/saitamajapan.zhkk/</a></li> <li>・ Instagram（英語版） <a href="https://www.instagram.com/saitama.japan.official/">https://www.instagram.com/saitama.japan.official/</a></li> </ul>
2	企画に伴うパンフレットなどの設置、プレゼント交換のご協力について	<p>旅ナカでの周遊を促進する企画などを行う際、パンフレットを設置することができる実際の施設（観光案内所など）にご協力をいただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、そういった施設で簡単なプレゼント品の交換作業（ポイントカードなどと引き換えにステッカーなどのかさばらないインセンティブ品の交換）をお願いすることは可能でしょうか。</p>	<p>埼玉県が管理する観光案内所はございません。つきましては、観光案内所などでのパンフレット設置やプレゼント品の交換作業を含んだ御提案をされる場合は、提案事業者様御自身で適宜関係施設への確認及び調整を行った上で御提案いただきますようお願いいたします。</p>
3	企画提案と類似の過去事例について	同施策は今年度（コロナ明け）元年として～2024年3月までと（実験的な周知施策の実	<p>これまでインバウンドに関する取組として現地旅行博への出展やインフルエンサーを活用した PR 等を実施しています。</p>

		<p>施) 委託期間にあたりますが、コロナ前（オリパラ前など）での同様のインバウンド、集客施策の県主導の実績、取り組み例などあれば、教えてください。</p>	<p>本企画提案と類似とまではいえませんが、都内において、県内セラーとバイヤー（都内事業者メイン）のマッチングを目的に、「SAITAMA トラベルマート」を開催しています。</p> <p>なお、ロゴとキャッチコピーを活用した集客施策の取組事例はございません。</p>
--	--	--	---